

特定保健用食品制度・特別用途食品制度と JHFA マーク制度の許可（認定）について

制度の名称	特定保健用食品制度	特別用途食品制度	JHFA マーク制度
法律上の根拠	健康増進法第 26 条第 1 項	健康増進法第 26 条第 1 項	なし
許可（認定）を行う主体	厚生労働大臣	厚生労働大臣	(財) 日本健康・栄養食品協会
審査で評価する事項	有効性・安全性	有効性・安全性	安全性（自主規格に基づく）
許可（認定）の対象食品	すべての食品	乳幼児、妊産婦、病者、授乳婦、高齢者の発育や健康の保持・回復等に適する食品（通常の食品の栄養組成を加減等したもの）	規格を定めた食品群（59 種類） 例：梅エキス食品、クロレラ、プロポリスなど
許可（認定）基準、申請に必要な資料等	<ul style="list-style-type: none"> 有効性、安全性等に関する資料 製造方法等に関する資料 	<ul style="list-style-type: none"> 規格基準（規格成分含有量、固さ等） 表示・広告基準 製造方法等に関する添付資料 	<ul style="list-style-type: none"> 製品規格（外観・性状、規格成分含有量、重金属・大腸菌数等） 表示・広告基準 製造・加工等の基準
許可（認定）のための手続	<p style="text-align: center;">許可申請書等の提出 ↓ 厚生労働省事務局による書類審査 ↓ 薬事・食品衛生審議会、食品安全委員会 において評価 ↓ 許可書等の交付</p>	<p style="text-align: center;">許可申請書等の提出 ↓ 厚生労働省事務局において規格基準への 適合性等について審査 ↓ 許可書等の交付</p>	<p style="text-align: center;">(財) 日本健康・栄養食品協会に入会 ↓ 「JHFA 認定マーク」表示許可の申請 ↓ (財) 日本健康・栄養食品協会による書 類審査や指導 ↓ 「適否審査委員会」で審査 ↓ 「JHFA マーク表示許可書」許可書の交 付と「協会ニュース」で公表</p>
許可（認定）後の管理	<ul style="list-style-type: none"> 科学的知見の変化等による許可の取消 収去検査等 	<ul style="list-style-type: none"> 科学的知見の変化等による許可の取消 収去検査等 	<ul style="list-style-type: none"> 更新制（4 年） 定期報告等